

求人者・求職者の皆様へ

取扱職種の範囲等の明示

株式会社LITA

職業安定法第32条の13、職業安定法施行規則第24条の5により、以下項目を明示します。

1. 取扱職種の範囲等

取扱職種:全職種

【具体的な職種】

- ・飲食物給仕従事者(ウェイター、ウェイトレス、配膳人等)
- ・飲食店店員(カフェ店員、レストラン従業員等)
- ・料理人(調理師、コック、板前等)
- ・調理補助者
- ・飲食店主・店長
- ・旅館・ホテル接客係
- ・その他接客・給仕に関連する職業

取扱地域:国内全域

2. 手数料に関する事項

・求職者から徴収する手数料はありません。

・求人者から徴収する手数料等については下記手数料表(消費税を除く)のとおりです。

サービスの種類及び内容	手数料の額及び負担者
求人受理時の事務費用	1,000円 手数料負担者は求人者とします。
求人受理後、求人者に求職者を紹介するサービス【職業紹介サービス】	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金(内定書や労働条件通知書等に記載されている額)の50% 手数料負担者は求人者とします。
求人の充足に向けた求人者に対する専門的な相談・助言サービス	成功報酬 当該求職者の就職後1年間に支払われる賃

	金の50%
	手数料負担者は求人者とします。
特定の条件による特別の求職者の開拓や そのための調査・探索	着手金:1,000,000円 成功報酬:当該求職者の就職後1年間に支払われる賃金の50%
	手数料負担者は求人者とします。
就職を容易にするための求職者に対する 専門的な相談・助言	着手金:1,000,000円 相談・助言終了時:1,000,000円 成功報酬:1,000,000円
	手数料負担者は関係雇用主とします。
	※上記手数料には、消費税は含まれておりません。別途加算となります。

3. 苦情の処理に関する事項

求職者または求人者からの苦情の申出があった場合は、職業安定機関と連携を図りつつ、誠意をもって対応いたします。

苦情申出先:株式会社LITA

職業紹介責任者:小坂大輔

連絡先:090(6902)2164

4. 求人者の情報及び求職者の個人情報の取扱に関する事項

当事業所は、求職者または求人者から知り得た個人的な情報は、「個人情報適正管理規程」に基づき、適正に取り扱います。

なお、求職者等の個人情報の収集は、職業紹介で応募を希望する求人先に応募情報を提供すること等を目的として行います。

【個人情報適正管理規程】

1. 個人情報を取り扱う事業所内の職員の範囲は、職業紹介業務に従事する職員とする。個人情報取扱責任者は、職業紹介責任者とする。
2. 職業紹介責任者は、個人情報を取り扱う事業所内の職員に対し、個人情報取扱いに関する教育・指導を年1回実施することとする。また、職業紹介責任者は、少なくとも5年に1回は職業紹介責任者講習を受講するものとする。
3. 取扱者は、個人の情報に関して、当該情報に係る本人から情報の開示請求があった場合は、その請求に基づき本人が有する資格や職業経験等客観的事実に基づく情報の開示を遅

滞なく行うものとする。さらに、これに基づき訂正(削除を含む)の請求があったときは、当該請求が客観的事実に合致するときは、遅滞なく訂正を行うものとする。

4. 求職者等の個人情報に関して、当該情報に係る本人からの苦情の申出があった場合については、苦情処理担当者は誠意を持って適切な処理をすることとする。なお、個人情報の取扱いに係る苦情処理の担当者は、職業紹介責任者とする。

5. 返金制度に関する事項

当事業所は、返金制度(紹介により就職した求職者が早期に離職した場合に手数料の一部を払戻する制度)を以下のとおり設定しています。

【返金規定】

- ・就職日から14日以内に求職者の責に帰すべき理由なく離職した場合:手数料の80%を返金
- ・就職日から15日以上30日以内に求職者の責に帰すべき理由なく離職した場合:手数料の50%を返金
- ・就職日から31日以上90日以内に求職者の責に帰すべき理由なく離職した場合:手数料の20%を返金
- ・労働条件通知書に記載された労働条件と実際の労働条件に相違があり、それを理由として求職者が離職した場合:手数料の全額を返金

【返金手続き】

返金を希望される場合は、離職日から30日以内に書面またはメールにてご連絡ください。返金の可否を確認の上、30日以内に返金手続きを行います。

株式会社LITA

京都府京都市下京区河原町松原上る清水町454番 林ビル408